

旭工業団地北部地区分譲予約申込 募集要領

白山市では、旭工業団地の北部地区において土地区画整理事業により工業団地の拡張を進めており、下記のとおり分譲希望者を募集いたします。

1 分譲地の概要

- (1) 名称 旭工業団地北部地区
- (2) 場所 白山市八田中町、八田町、宮永新町、一塚町、旭丘一丁目
及び旭丘二丁目の各一部
- (3) 区画 (位置については別添地図を参照)

工期	街区	面積
1期	1街区	約 40,000 m ²
	2街区	約 15,000 m ²
	3街区	約 16,000 m ²
	4街区	約 6,000 m ²
2期	5街区	約 38,100 m ²
	6街区	約 10,000 m ²
	7街区	約 19,800 m ²
	8街区1	約 2,200 m ²
	8街区2	約 1,200 m ²

- (4) 用途指定 工業地域 (建蔽率：60% 容積率：200%) を予定
(現在は暫定的に工業専用地域 建蔽率：30%)
- (5) 道路 幹線道路幅員 12m 区画内道路幅員 9m
- (6) 用水 上水道

※自己井戸の制限地域ではありませんが、近隣に簡易水道組合もあることから、
鑿井に際しては、揚水予定量等について予め地元説明を実施し、町内会の同意
を得ていただきます。

- (7) 排水 公共下水道
- (8) 雨水 敷地内調整池で処理後放流
- (9) 地区計画 用途制限、最低敷地、壁面位置制限等を指定予定
- (10) 騒音規制 騒音規制法に基づく指定地域の第4種区域指定予定
- (11) 屋外広告物 北陸自動車道沿道 500m については、第1種禁止区域

2 分譲等の条件

分譲対象者は、次の各号の要件を全て満たすものであること。

- (1) 分譲用地において自ら製造業を営むもの
- (2) 分譲用地の取得、施設の建設及び事業の運営等に必要な資力、能力及び信用を有しているもの
- (3) 周辺の住宅地との調和と工業団地としての適正な土地利用を誘導するため、地区計画の策定を予定しており、予め計画（案、別途提示）が策定されることに同意し、都市計画決定後に制限を順守することを誓約できるもの
- (4) 白山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団ではない又は同条第 2 号に規定する暴力団員が役員ではないもの、若しくは暴力団と密接な関係が無いもの
- (5) 租税の滞納が無いもの

3 分譲地の使用条件

- (1) 所有権移転登記後（引き渡し後）3 年以内に工場を操業すること
- (2) 所有権移転登記後（引き渡し後）5 年間は白山市の承認を得ないまま所有権の移転等を行わないこと
- (3) 白山市と環境協定及び公害防止協定を締結すること

4 申込手続

- (1) 提出先
〒9 2 4 - 8 6 8 8 白山市倉光二丁目 1 番地
白山市産業部企業立地室（白山市役所 3 階）
※郵送申請の場合、特定記録郵便、レターパック等、送達状況が確認できる送付方法をご利用ください。
- (2) 提出期限 令和 8 年 6 月 9 日（火）（郵送の場合必着）
※ただし、提出期限前であっても一定数の申込があった場合、予告なく募集を中止することがあります。
- (3) 提出書類
 - ①白山市旭工業団地北部地区分譲申込書（様式 1）
 - ②定款の写し
 - ③法人登記に係る履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの）
 - ④印鑑証明（発行から 3 か月以内のもの）
 - ⑤直近 3 期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）

- ⑥直近の有価証券報告書（上場企業）又は法人税申告書の写し（非上場企業）
 - ⑦国税・都道府県税・市税の滞納が無い旨の証明
 - ⑧会社案内等参考になる資料
 - ⑨地区計画策定に際しての誓約書（様式2）
 - ⑩暴力団及び暴力団員に該当しない旨の誓約書（様式3）
- ※①の分譲申込書と⑨、⑩の誓約書については企業立地室に備え付けのもの又は白山市ホームページよりダウンロードしたものをご利用ください。

5 分譲企業の決定

申込を受けた後、提出書類に基づき市で総合的に審査・選考を行い決定します。結果については申し込み企業へ通知します。

選考経過に関する問い合わせ、分譲募集期限前での募集中止及び選考後の異議等については対応しません。

6 土地売買契約の締結

(1) 契約

譲受人決定後、市が指定する日までに土地売買契約書を締結します。契約書に必要な収入印紙代は譲受人に負担していただきます。

なお、白山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第73号）第3条の規定に基づき、譲渡価格が2,000万円以上かつ譲渡面積が1件5,000㎡以上のものについては、議会の議決を要するため、その議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに、本契約として成立することとなります。

(2) 譲受人決定の無効

譲受人の決定後、期限までに契約を締結しない場合は、譲受人決定の通知については無効となります。

7 譲渡代金

(1) 分譲単価については、正式分譲開始までに個別に連絡します。

(2) 支払期限

仮契約の締結までに分譲価格の100分の10以上を納付いただきます。残金については、市議会による土地処分に係る議決後、指定期日までに支払っていただきます。

(3) 支払いの遅延

譲渡代金の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、譲渡代金の額に年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息を支払っていただきます。

(4) 精算

分譲地の地積は出来形測量の結果、変更を生じることがあります。変更が生じた場合、施行者である市と譲受人の間で、増減した地積に売買単価を乗じた額で精算します。ただし、1平方メートル未満の増減については、精算は行わないものとします。

8 土地の引渡し及び所有権移転登記

譲渡代金の完納後（支払いの遅延があった場合は、遅延利息の支払いも含む）土地区画整理事業に基づき造成のうえ速やかに土地を引き渡し、市において所有権移転登記を行います。

なお、所有権移転に要する費用は譲受人に負担していただきます。

9 問い合わせ

〒924-8688

白山市倉光二丁目1番地

白山市役所産業部企業立地室

TEL : 076-274-9543 FAX : 076-274-4177

E-MAIL : kigyouricchi@city.hakusan.lg.jp